

① 国民意識の向上及び国民運動の展開と国際連携

- 関係省庁と連携し、オンラインゲームをきっかけに犯罪に巻き込まれるリスクや、生成AIによる画像加工等のリスクに関する広報啓発資料を作成。（警察庁・文部科学省・こども家庭庁・内閣府）
- セクストーションを含む、情報空間における各種リスクに関する「ICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム」を新たに作成・公表。（総務省）
- こどもに対する暴力をなくすための国際的な取組への参加を契機に、令和3年8月に策定された「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、こども家庭庁の発足やこども基本法の制定、様々な取組の進展等を踏まえ、令和8年3月に「こどもに対する暴力をなくす行動計画」として大幅改定を行った。（こども家庭庁）
- オンライン上の児童ポルノ等性的搾取事犯の集中取締りに係る国際協同オペレーションを実施。（警察庁）

② 被害に遭うことなく成長するための児童及び家庭の支援

- 「生命(いのち)の安全教育」について、学校等における幼児や児童生徒の発達段階に応じた指導の参考となる指導例動画を作成し公表するとともに、社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえて、教材及び指導の手引きの拡充・改訂を行い、より現場のニーズに対応した取組により、更なる普及・展開を図った。（文部科学省）
- インターネット上のこどもに対する人権侵害を防止することを目的として、中・高校生やその保護者向けの啓発冊子の配布に加え、引き続き、インターネット上で啓発動画の配信を実施。（法務省）
- フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの普及促進、フィルタリングのカスタマイズ機能の積極的利用、時間管理機能や課金制限機能等の活用、家庭内ルールづくりの促進等に重点を置いた啓発を実施。（こども家庭庁）

③ ツールや場所等に着眼した被害の予防・拡大防止対策の推進

- 「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ」において、フィルタリングを含む技術的な青少年保護措置に係る取組の促進等について議論を実施。（令和8年夏頃に第一次報告書を取りまとめ予定）（総務省）
- 各都道府県警察においては、AIを活用するなどして、児童の性的搾取等につながるおそれのある不適切な書き込みを対象として注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を実施。（警察庁）

④ 被害児童の迅速な保護及び適切な支援

- 児童相談所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対し、安全確保を必要とする場合等の一時保護や児童心理司によるカウンセリング等の相談・支援を実施。（こども家庭庁）
- 性暴力に関するSNS相談「Cure time（キュアタイム）」を365日実施するとともに、メール相談も実施。（内閣府）
- 女性相談支援センター等において、同伴児童への学習支援を行う学習支援員の配置に必要な費用の補助を実施。（厚生労働省）
- 児童ポルノ被害や性被害等を受けたこどもに対する支援方法の現状やその課題、支援を行うに当たり施設が必要とするバックアップの内容等を把握するため、全国の児童自立支援施設を対象にアンケート調査を実施し、令和8年2月に報告書を取りまとめた。（こども家庭庁）

⑤ 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

- 「子どもからの聴取に関するAI訓練ツールの開発」事業において開発したAI訓練ツールの運用を令和7年8月から全国警察において開始し、被害者等となったこどもの負担軽減や供述の信用性担保に配意した聴取技術を有する警察職員の更なる育成、能力向上を推進。（警察庁）
- 更生保護官署において、再犯リスクが高く、矯正施設出所後に医療機関等による治療や支援等が必要と認められる性犯罪者に対し、矯正施設収容中から医師等の専門家による面接を実施するなどし、矯正施設出所後に必要となる治療や支援等につなげるため、医療機関等と連携して対応。（法務省）

⑥ 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

- 各研修等を通じて、児童福祉関係者、学校関係職員、法曹関係者、警察関係者等の対応能力等の向上、意識啓発を促進。（こども家庭庁、文部科学省、法務省、警察庁）
- 令和8年12月25日のこども性暴力防止法の施行に向けて、令和7年12月には、下位法令の制定や、制度の対象となる事業者が表示することができるマークを制定するとともに、令和8年1月には、制度の詳細となるガイドラインを策定した。あわせて、制度の対象となる事業者・従事者や、こども、保護者を始めとする国民全体に対する周知等、着実な準備を実施。（こども家庭庁）